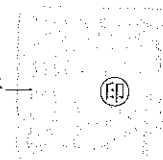


参考様式 2

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 27 年 7 月 28 日

福井市長 東村 新一



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

八ツ島集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 27 年 7 月 28 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

2 経営体数

法人	1 経営体
個人	1 経営体
認定農業者	2 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

- ・担い手がない

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

6. 地域農業の将来のあり方

- ・直売所を活用した地産地消に取り組み、高齢者が生きがいを持って営農していく。
- ・集落外の認定業者への利用権設定により、後継者のいない農業者の農地を集積していく。